

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-06-19

オーストラリア地位協定の研究：特に環境 条項と軍事情報通信施設について

NAGANO, Hideo / 永野, 秀雄

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of humanity and environment / 人間環境論集

(巻 / Volume)

大学院特集号

(開始ページ / Start Page)

65

(終了ページ / End Page)

81

(発行年 / Year)

2003-06-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002902>

オーストラリア地位協定の研究

——特に環境条項と軍事情報通信施設について——

永野秀雄

I はじめに

本稿は、これまでほとんど取り上げられてこなかったオーストラリアにおける外国軍に関する地位協定を分析するものである。この中で、特に外国軍隊による軍事演習に対する環境条項と、軍事情報施設に関する管轄権のあり方に焦点を当て、今後の日米地位協定の改善に資することを目的としている¹⁾。

このような研究には、少なくとも3つの意義があると思われる。まず第1に、オーストラリアの外交防衛政策を検討した優れた論考は数多く存在し²⁾、戦後の多国間防衛取極に基づく防衛政策のあり方が明らかにされつつあるが、それが法的レベルでどのように具体化されているかについて論じたものはない。本稿は、これらの国際合意のうち、初めて地位協定を論ずる点で意義があると思われる。

第2に、本稿は、オーストラリアとシンガポールとの地位協定に基づく付属合意において、シンガポール空軍がオーストラリアで軍事演習を行なう場合に適用される環境保全条項に焦点をあてている。このような環境保全合意の規定の仕方は、米軍の軍事演習による環境被害が多発しているわが国において、今後の参考になるものと思われる。

そして第3に、オーストラリアと米国との地位協定を検討することで、現行の日米地位協定を改正する場合のひとつのモデルを提示することができる³⁾。冷戦後に唯一の軍事超大国となった米国という国家を、具体的な交渉の相手方当事国として考えた場合、条約論等から抽象的な対等性を導出するよりも、対等な同盟関係にあり、かつ、多くの国家的共通利益をもつアング

ロサクソン諸国家の地位協定を検討することで、米国と「対等な関係」にあるという法的状態は如何なるものかを明らかにすることができる。英国、カナダ、オーストラリアというこれらの諸国家のうち⁴⁾、わが国と同様にアジア・太平洋地域に存在するオーストラリアの事例は、特に参考になると考える。また、オーストラリアも、国内に存在する米国の軍事通信基地に関する地位協定について、その対等化・平等化に向けての外交努力を積み重ね、その改正を実現しているが、この事実、米国の国際的軍事戦略の要となる基地について、対等・平等な管轄を及ぼすことが如何に困難かを示した事例として注目される。

なお、本稿は、オーストラリアの地位協定に関して法的に分析した英語文献が存在しないため、各協定、公開されている関連合意、および議会文書を中心とした文献調査と⁵⁾、オーストラリアでの現地ヒアリングをもとに作成されている。

筆者は日米比較法学を専門とする学者であり、わが国の地位協定に関する防衛政策や外交政策が如何にあるべきかについて、専門的見識や特定の意見をもつものではない。これらの問題は、それぞれの領域における専門家や実務家の努力と、国民的議論により決せられるものであろう。本稿が、その議論の一材料として参照されれば幸いである。以下では、オーストラリアの安全保障条約の枠組みを検証し、同国における「地位協定問題」が存在しないことを確認した後、個別の地位協定の検討を行うことにする。

II 安全保障条約の枠組

現在、オーストラリアが締結している安全保障条約で機能しているものは、1952年のアンザス条約⁸⁾だけである。同条約は、第二次世界大戦の戦後処理の中で、オーストラリアとニュージーランドが米国に対して、「旧来の脅威である日本」を対象に、自国と周辺地域の安全保障を確保する目的で、米国による安全保障を取り付けた3国間同盟である。しかし、1985年に、ニュージーランドが米海軍の核兵器搭載可能な駆逐艦の寄港を拒否したことから、米国は翌86年、ニュージーランドに対する安全保障義務の停止を表明した。このため、アンザス条約は、実質的には米豪の2カ国間同盟条約となっている。同条約にもとづく近年の働きとしては、米国への9・11テロが発生した直後の2001年9月14日に、オーストラリア政府は、同条約で集团的自衛権を定めた第4項に基づき、米国が報復攻撃に出た場合、オーストラリア軍を参加させる用意があると声明している。

これに対して、1954年にマニラで調印された東南アジア条約機構⁹⁾は、オーストラリアにとってアンザス条約を補完する地域的集団安全保障機構であったが、冷戦の終結とともに反共軍事同盟としての意味を失い、破棄こそされていないものの、実質の意味を失っている。

次に、協定レベルでは、1971年に英国軍がスエズ以東から撤退した際に、英連邦5カ国、すなわち英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、及びマレーシアにより、マレイ半島の防衛を目的として締結された5カ国防衛取極¹⁰⁾が重大な役割を担っている。アンザス条約と本取極が、オーストラリアの安全保障の基本的枠組みを形成しており、後述する地位協定のあり方にもそのまま反映されている。

なお、オーストラリアは、インドネシアと1995年12月に安全保障上の協議を中心とした緩やかな安全保障協定¹¹⁾を締結している。しかし、米国が東チモール問題により、インドネシアとの軍事交流を全面的に停止すると、オーストラリアも予定されていたインドネシア軍との合同演習を一方向的に中止するという事態に至った。イ

ンドネシア政府は、これに対して、同協定の一方的な破棄を通告したものの、オーストラリア・インドネシア間の軍事協力の継続は確認されている。オーストラリア政府は、同協定に破棄条項がないことから、インドネシア政府は協定破棄の意思表示をしておらず、同協定は法的に継続しているとの立場をとっている。

III オーストラリアにおける地位協定法制の概観

A 法的「地位協定問題」の不在

オーストラリアは、多数の国家と地位協定を締結しているが、現在では、わが国のような法的意味での「地位協定問題」は存在していない。これが、オーストラリアにおける地位協定に関する最大の特色である。この点が、必ずしも関連する文献から明らかにならなかったため、現地におけるヒアリング調査において確認した。

まず、日米地位協定に伴う法的課題に類する問題や、オーストラリア独自の地位協定問題が存在するか否かについて、法学者に対して行ったヒアリングの結果を記す。国際公法の分野については、2001年11月22日にオーストラリア国立大学の国際法担当のAndrew Byrnes教授、Jean-Pierre L. Fonteyne教授にオーストラリアの地位協定について質問したが、全く国際法上の問題となっていないとの回答であった。また、同大法学部長でありオーストラリア憲法学の権威であるMichael Coper教授にもこの問題を尋ねたが、憲法問題とはなっていないとのことであった。さらに、11月26日、軍事法の専門家であるシドニー工科大学法学部長のDavid Barker教授にこの問題を聞いたが、議会で数度取り上げられたレベルで、政治問題にはなっておらず、軍事法の観点からも大きな問題とはなっていないとの見解であった。

次に、この問題を直接担当しているオーストラリア国防省防衛法務部に対して、2001年11月23日に行ったヒアリングについて、簡単にその回答を記す。まず、現行の地位協定は、マレーシア、ニュージーランド（未発効）、パプア・ニュー・ギニア、シンガポール、および米国との

間で存在し、これらの改正や補足する合意も存在している。英国との間では、歴史的な関係のみで機能しており、具体的な地位協定という法形式による合意は存在していない。また、ニュージーランドとの地位協定は未発行のままであるが、以前から必要があるたびに個別のアレンジメントで解決してきたので、今後も特に問題はないと考えられている。地位協定を運営する機関は存在するが、このような機関による決定について、公開された報告書は存在しない。判例も、これらの地位協定が成立する前の第二次大戦終了以前には、地位協定と同様の法的問題を論じたものがあるが、それ以外には存在しない。さらに、米国が域外軍事施設に対して適用している環境管理基準について質問したが、そもそも米国防務省が域外環境基準として用いている最終管理基準という用語を聞いたこともないとのことであった。

これはなぜか。その答えは、オーストラリア内で外国軍に使用されている基地は、すべてオーストラリア軍の基地であり、オーストラリア法が適用されているためである。すなわち、オーストラリア政府は、協定上例外的に規定されたビル等の限定的な施設を除けば、外国軍隊が国内で使用する基地に対して、すべて管理権（一部は共同管理権）を持っているのである。これゆえ、日米地位協定第3条のような米軍による排他的使用権の問題が起こらない。また、軍人に対する刑事裁判管轄権についても、原則として、相互の軍事刑事法の適用を尊重しているので、大きな法的問題にはならない。さらに、オーストラリア法の遵守義務についても、そもそも地位協定の全当事国が英国法を基盤として発展した法制度をもっているため、派遣国軍側もオーストラリア法を熟知しており、事前協議もおこなっているため、まず問題とはならないのである。これらの情報は、オーストラリア国防省防衛法務部でのヒアリングによる大きな成果であった。

このように、基本的には、オーストラリアにおいて法的な意味での地位協定問題は存在していない。しかし、このことは、地位協定に関する事実上の問題が全く存在しないことを意味す

るものではない。たとえば、外国軍の飛行演習に起因する騒音問題は、1993年と1994年の2度にわたり、下院で質疑されている。また、1991年4月18日の下院質疑で取り上げられたとおり、米兵による16歳の少女に対する強姦事件が起きている。

しかし、これらの事実問題に対処するための法的枠組は、十分に機能しているというのがオーストラリア政府の基本的な立場である。たとえば、1996年9月12日の下院質疑において、米軍のタンデム・トラスト演習前後の休暇寄港にかかわる地位協定についての質問に対して、国防大臣は、米国との地位協定は十分かつ適切なものであって、改正する考えはないと答弁している。

B 地位協定と国防（駐留軍関係）法

オーストラリアでは、現在、①5カ国防衛取極の枠組みに基づくマレーシア、シンガポールとの地位協定、②かつての信託統治領であったパプア・ニュー・ギニアとの相互地位協定、③アンザス同盟の枠組みに基づく米国との地位協定と④ニュージーランドとの地位協定（未発効）が存在している。1999年2月15日の連邦議会における両院条約合同委員会で述べられているとおり、個々の地位協定は、締結当時の状況により差異があるものの、その基本的枠組みはすべて共通しており、例外はない。むしろ、地位協定を補足する個別合意にこそ、その特徴が見られる。

なお、これらの地位協定に対応する国内法として、国防（駐留軍関係）法¹⁰⁾が存在する。同法は、第1編「序章」、第2編「外国軍」、第3編「脱走兵・無断離脱兵」、第4編「軍人の他軍への配属と命令に関する権限」、第5編「雑則」から構成されている。

以下では、オーストラリアが締結している地位協定数が多いことから、基本的な地位協定の形を示しているマレーシア地位協定を概観し、その他の地位協定については、公開されている関連合意もあわせて、その特徴についてのみ言及する。なお、本稿においては、交換公文によ

る合意のように、法形式的に地位協定より下位のものであっても、その実質的内容が地位協定と同様のものである場合には、「地位協定」と訳出した。

IV マレーシア

A 概説

5カ国防衛取極に伴うオーストラリア・マレーシアの交換公文の中には、マレーシアにおけるオーストラリア軍に関する実質的に地位協定と同等の規定が存在し、現在も有効に機能している（以下、「マレーシア地位協定」という）。

近年では、この協定の枠組みを越えて、人的交流を中心とした相互防衛活動が行われている。1997年に署名され1999年に発効したオーストラリア・マレーシア間の地位協定に関する合意¹¹¹では、このような（i）オーストラリア軍のマレーシアにおける5カ国防衛取極に規定された以外の防衛関連の活動と、（ii）マレーシア軍のオーストラリアにおける活動とが規定されている。

B 地位協定の構成

マレーシア地位協定の本文は、第1条「定義」、第2条「付属文書ⅠとⅡの適用」、第3条「付属文書が本協定の一部を構成すること」、第4条「紛争の解決」、第5条「改正」、第6条「協定破棄後も、補償等に関する条項は有効であること」、第7条「発効条件」と、基本的な国際合意の枠組みを定めているだけである。特徴があるとすれば、実体的な規定を付属文書Ⅰと付属文書Ⅱという形式で定めていることにある。

この付属文書に実体規定を置くという形式は、5カ国防衛取極に伴うオーストラリアとマレーシア間の交換公文のみならず、オーストラリアとシンガポール間の交換公文においても、同一の形式がとられている。

C マレーシア地位協定の内容

マレーシア地位協定に含まれている諸条項は、

オーストラリアが当事国となっている他の地位協定に含まれている条項と非常に類似したものとなっている。以下、その内容の要点のみを列挙する。

1 付属文書Ⅰ「権利と施設」

第1節「訓練」：訓練あるいは演習のために、事前に決定された地上、海域、空域および施設を用いるための授權規定。

第2節「軍、艦船、航空機および自動車の移動」：①規定ルートにおける出入の自由、②寄港、③個人の移動の自由、④爆発物規制、⑤軍、艦船、自動車、あるいは航空機の移動について受入国軍隊に課せられるのと同様の関税・使用料の賦課。

第3節「通信システム」：公共施設とサービスの運営に対して支障をきたさない方法による通信のための施設を運営する権限等。

第4節「郵便」：郵便局を運営する権限。ただし、税、健康問題、危険物、航空安全、および検疫などの受入国の郵便規則に反しない郵便物に限る。

第5節「地元物品の購入」：地元の物品が、適切な価格と品質で購入できる場合には、積極的にその購入を奨励するとの規定。

第6節「地元市民の雇用」：①受入国政府の表明した希望に基づいて、派遣国政府とその請負業者は、現地の労働力が利用可能で、適切な能力をもつ場合には、現地の労働法（産業別組合賃金等を含む）を遵守して、積極的に地元市民を雇用すること、②地元の民間人が、派遣国軍や軍属により雇用された場合、これらの被用者は、派遣国の構成員、軍属、あるいは扶養家族とはみなされないこと。

第7節「公共サービスと施設の利用」：同様の状況にある他の利用者が利用できる条件よりも不利にならないように、公共のサービスと施設とを利用できる権限。

第8節「輸出入」：①関税、税金、その他の規則に関する受入国法令の適用、②公印のある公式文書に対する関税検査からの免除、③派遣国軍に排他的かつ公的に利用される物品、自動車、

等についての輸出入関税の免除、④到着時における個人の家具・日用品（タバコや酒を除く）・

1台の自動車に対する免税、⑤免税対象品以外の物品に対する輸入手続、⑥派遣国が軍のために用いる燃料、石油、潤滑油に関する輸出入規則。

第9節「自動車」：①公用車両の登録、表記、②民間所有車の登録。

第10節「運転免許と法」：①公用車両を公務のために利用する場合の派遣国免許の承認、②その他の自動車運転に関する受入国法の適用。

第11節「個人に対する課税」：2カ国間合意に基づく、①二重課税の回避と、②所得税逃れの防止。

第12節「特権の濫用」：派遣国による特権の濫用等の防止義務。

第13節「土地・建物の占有」：派遣国が占有している土地・建物に関して、合意した対価を支払う義務。

第14節「請求」：①政府間では、公務に伴う損害の請求は放棄、②公的義務の実施に起因したその他の損害は、交渉により解決すること、③派遣国軍およびその軍属による第三者損害は、受入国により受入国法に基づいて、受入国軍により起きた損害に対する請求と同じように扱われること、④損害に対する責任が派遣国のみにある場合には、その請求に対する費用は、受入国が25%、派遣国が75%の割合で負担すること、⑤損害に対する責任が両当事国にある場合、または、両国の責任の寄与率を決定できない場合には、平等に損害賠償を負担すること、⑥第三者自動車損害賠償保険に関する請求、および、契約上の請求には、本手続は適用されないこと、⑦派遣国あるいはその軍属により利用されている地域の中における私的動産に対する強制執行手続の実施に関する協力義務、⑧公正な聴聞手続と請求に伴う処分に関する証拠の獲得についての協力、⑨民事請求に対する免責は、派遣国軍の構成員、その軍属、あるいは扶養家族には適用されないこと。

2 付属文書Ⅱ「軍の地位」

第1節「刑事管轄権」：長文のため省略（日米地位協定第17条と、その基本的枠組みは、ほぼ同じ）。

第2節「治安」：軍の治安維持のため、受入国法令の遵守を条件に、軍事警察をもつことが認められる。

第3節「公的義務」：受入国法に基づく公的義務からの免除。

第4節「武器の携帯」：武器携帯に関する権利規定。

第5節「為替管理」：派遣軍・軍属・扶養家族により受入国領域においてなされた行為に対しては、両当事国の外国為替管理規則が競合適用される。

第6節「出入国」：①軍の構成員、軍属、扶養家族に対するパスポートなどの免除規定、②受入国から、派遣国の軍人・軍属・扶養家族に対して国外退去要請があった場合、派遣国の実施責任とその費用を負担する義務。

第7節「現地法の尊重」：①現地法を尊重する義務、②本協定の精神に一致しない行動を慎む義務。

3 マレーシア地位協定の特徴

マレーシア地位協定は、オーストラリアが締結している地位協定の標準形とも言えるものである。その内容には、地元市民を派遣国側が雇用する場合の現地労働法の適用・遵守と、受入国による国外退去要請権とその手続を除けば、地位協定としての際立った特徴はないと言える。

V シンガポール

A 概説

シンガポールも、マレーシアの場合と同様、5カ国防衛取極に伴う交換公文において、シンガポールにおけるオーストラリア軍について、実質的に地位協定と同様の規定が存在し、現在も有効に機能している。

オーストラリアにおけるシンガポール軍の地位に関しては、これまで、以下の6つの合意が締結されてきた。①1988年のオーストラリア・シンガポール地位協定（以下、「シンガポール地位協定」）¹²⁾、②1993年の防衛科学技術協力合意（以下、「シンガポール防衛科学技術協力合意」）¹³⁾、③1995年のオーストラリアにおけるシャルウォーター湾軍事演習地域と付属保管施設に関する利用合意¹⁴⁾、④1997年の両国国防省間で通信される機密情報の相互保護合意（以下、「シンガポール機密情報保護合意」）¹⁵⁾、⑤1997年の陸軍オーキー航空センターにおけるシンガポール空軍ヘリコプター飛行中隊の設置に関する合意¹⁶⁾、および、⑥2000年のオーストラリアにおけるシャルウォーター湾軍事演習地域と付属保管施設に関する利用合意¹⁷⁾。

このように、オーストラリアとシンガポールとの間では、基本となる地位協定に加え、情報・科学技術に関する合意と、軍事演習に関する合意とが複数締結されている。これは、オーストラリアとシンガポールとの軍事的結びつきの強さを示すものと言えよう。また、国土の狭いシンガポールにとって、他国において軍事演習を遂行しうる軍事演習合意の必要性は高いが、この合意の中には、前述した環境条項が存在している。以下、これらの諸合意の特徴について言及する。

B 地位協定

シンガポール地位協定の構成形式も、マレーシア地位協定と同じく、実体規定は付属文書におかれている。マレーシアのものと比較すると、付属文書がⅠ「権利と施設」、Ⅱ「軍の地位」、Ⅲ「請求に関する紛争解決」と3部構成になっていることと、規定がより詳細である点に特徴がある。

さらに、協定本文の第1.e.項において、シンガポール軍のオーストラリアへの派遣について、4箇所のオーストラリア軍基地・演習場が掲げられている点も、特色として挙げられよう。これは、本交換公文が締結された時点から、シンガポール軍によるオーストラリア国内での軍事

演習が想定されていたことを示している。

C 防衛科学技術協力合意・機密情報通信保護合意

シンガポール防衛科学技術協力合意とシンガポール機密情報保護合意の形式的特徴は、次に述べる軍事演習合意がオーストラリアにおけるシンガポール軍の地位に関する改正であるのに対して、5カ国防衛取極に伴う交換公文に対しても影響をもたらすものであり、相互の地位協定の改定が意図されている点である。

内容の点で特徴があるのは、防衛科学技術合意の中で、第6条で研究のために派遣される研究者が、地位協定の適用を受けるとされている点と、第7条で、これらの技術協力において、知的財産権が発生した場合の権限付与と権利保護に関するルールが規定されていることが挙げられる。

D 軍事演習合意と環境条項

軍事演習合意には、「シャルウォーター湾軍事演習地域と付属保管施設に関する利用合意」とその後の改正、および、「陸軍オーキー航空センターにおけるシンガポール空軍ヘリコプター飛行中隊の設置に関する合意」との2種類がある。これらの合意の中で特に注目すべきは、環境条項である。

1 シャルウォーター湾軍事演習地域に関する合意

まず、シャルウォーター湾軍事演習地域に関する合意の第1の特徴は、演習内容に関する詳細な規定がなされていることにある。シンガポール空軍は同軍事演習地域で単独の演習を、1995年から1999年の間に行うことができ（第2条）、毎年8月から12月までの期間において45日以下の演習期間が割り当てられる（第3条）などの基本的な内容にはじまり、規則レベルの規定までが織り込まれているのである。

本合意の第2の特徴は、第5条の「環境配慮」

条項にある。本条は、次のように規定している。「1. 両当事国は、本演習地域が環境の面で影響を受けやすい地域であり、かつ、本演習地域へのアクセスと利用が、環境上および気象上の条件により制約されることがあることを認識している。シンガポール空軍が演習を行う前の、または、演習時における気象または環境上の諸条件により、演習の中止や、オーストラリア軍により指定された期間の短縮、または、事前にオーストラリア軍によりシンガポール空軍に対して勧告された条件に加えて新たな条件を課す要請がなされる場合があり、そのような要請がなされた場合には、シンガポール空軍はこれに従う義務を負う。

2. オーストラリア軍とシンガポール空軍は、シンガポール空軍が本訓練地域で訓練を行う各期間の前後に、必要な環境回復措置と同空軍の訓練の結果生じたその他の損害を調査する目的で、共同して同訓練地域の検査を行う義務を負う。シンガポール空軍は、環境回復措置と、シンガポール空軍による同様の訓練がなされた後に回復されるべき状態と同じレベルにまで同訓練地域を修復するためのその他の措置を決定する義務を負う。シンガポール政府は、地位協定において該当する条項の規定にかかわらず、第15条〔財政〕の規定に基づいて、このような措置およびその他の修復のために必要な費用を負担する責任を負う」。

ここでは、①軍事演習地域の環境保護のために、当初計画された演習について、なんらかの制約が課せられ、場合によっては中止されうること、②演習の前後に、両軍により環境被害等を特定するための環境監査がなされること、および、③具体的な環境回復措置の決定と費用負担は、シンガポール側にあること、が明らかにされている。

なお、2000年には、本訓練合意の期間延長に伴う全面的な改正がなされたが、環境配慮条項に関しても、2つの変更が行われている。その第1は、第3条第9項において、シンガポール空軍が作成する「演習計画の概要」は、オーストラリア国防省がこの訓練のもたらす当該地域に対する環境影響評価を行えるように十分詳細

なものでなければならず、同国防省は、この評価に基づく承認あるいは必要な変更を、演習開始の3ヶ月前までに、シンガポール空軍に通知する義務を負うと規定された点である。ここでは、外国軍隊の軍事演習に対する環境影響評価システムが、明確に定立されている。

第2は、第5条第2項において、元の規定ではシンガポール空軍が環境回復措置等に関する単独の決定権を持っていたのに対して、今回の改正では、オーストラリア国防省が、環境回復措置等の内容を決定することに変更されている点である。これは、環境回復措置に関する内容を受入国が決定し、派遣国側がその回復措置の実施に責任を負うという、より厳しい体制に移行したことを示すものである。

2 陸軍オーキ航空センターにおけるシンガポール空軍ヘリコプター飛行中隊の設置に関する合意

最後に、陸軍オーキ航空センターにおけるシンガポール空軍ヘリコプター飛行中隊の設置に関する合意において、環境問題に関する規定があるので、紹介しておきたい。

本合意の第5条第9項は、ヘリコプター訓練による騒音に関する請求について、地位協定における請求規定に対する特別規定となっている。すなわち、①シンガポール軍のヘリコプター訓練により生じた騒音に関する損害賠償請求については、オーストラリア軍が対処する責任を負い、②このような請求は、オーストラリア軍に対する請求がなされる場合と同様に扱われなければならない、③シンガポール軍は、同様の請求がオーストラリア軍に対してなされた場合と同じ限度で、このような請求に関する和解のための費用を支払う義務を負い、④このような請求に対処する必要がある場合には、シンガポール空軍は十分に協力する義務を負うが、⑤このような和解がシンガポール空軍に対して協議されることなく決定されることはない、というものである。

この合意の内容をみると、地元住民からシンガポール空軍による騒音被害に関する賠償請求

がなされた場合には、オーストラリア軍が主に対処する一方で、その賠償額や和解内容については、シンガポール空軍は、オーストラリア軍により同様の被害が生じたのと同じ程度まで責任を負うという、バランスの取れたシステムが構築されたことがわかる。

VI パプア・ニュー・ギニア

1975年にパプア・ニュー・ギニアがオーストラリアの信託統治から独立して以来、オーストラリアは、同国と財政援助に関する特別協定を結び、毎年多額の資金援助を行ってきた。オーストラリアとパプア・ニュー・ギニア間相互地位協定と覚書¹⁸⁾は、同国の独立から2年後の1977年に締結されている。

本地位協定には、様々な特徴があるが、その中で顕著なものだけに限って紹介したい。まず、3つの形式的特徴が指摘できる。その第1は、本地位協定が、両国において相手国側の軍隊に対して適用されるという相互地位協定の形式をとっていることである。第2は、協定本文は相互適用されるものの、「パプア・ニュー・ギニアにおけるオーストラリア軍派遣軍人に関する特別条項」という付属文書により、非相互的要素が加わっていることである。第3は、覚書として、本協定がパプア・ニュー・ギニア議会で承認されなかった場合には、正式の書面による破棄要件によらずに、承認がなされなかった時点で破棄されたものとみなされるという特別合意がなされている点である。

また、実体規定については、次の4つの特徴を指摘しうる。第1は、協定本文第4条第15項において、派遣軍の構成員、軍属、扶養家族が受入国で拘禁刑を受けた場合、当人と派遣国機関とにより、自国で服役したいとの要請があった場合には、受入国当局は、これに十分な配慮を行うという規定が見られることである。第2は、協定本文第12条第7項で、受入国による派遣国軍の構成員、軍属、および扶養家族に対する国外退去要請権とその手続が規定されている点である。第3は、協定本文第21条において、派遣国が受入国の当該地域において適切な銀行

業務が利用できないと判断し、受入国が派遣国の構成員のために適切な銀行業務を提供する準備がなく、あるいは、合理的な期間内にこれを提供することができないと示唆した場合には、当該地域の派遣国構成員は、派遣国により銀行サービスの提供を受けることができるとする規定があることである。第4は、付属文書に様々な特別規定がある中で、特に、第1条において、オーストラリア軍から派遣された軍人の待遇と命令系統における地位が、原則的に、パプア・ニュー・ギニア軍の同階級の者と等しく扱われるとする規定があることである。このような平等規定があえて置かれた背景には、信託統治から独立して2年という歴史的事情があるものと推察される。

VII 米国

A 概説

すでに安全保障条約の枠組みについて述べたとおり、オーストラリアの安全保障政策で中心的役割を果たしているのはアンザス条約であり、米国との同盟関係である。また、米国にとっても、第二次世界大戦以来の親密な同盟関係を維持し、かつ、南半球をカバーする通信網を維持することには、その世界的軍事戦略を機能させるうえで、大きな利益がある。このため、オーストラリアが締結している地位協定に関する合意が一番多い相手国は、米国である。

本稿の冒頭では、オーストラリアでは、法的意味での「地位協定問題」は存在しないと述べた。しかしながら、米国との地位協定に関する問題が、過去において全く存在しなかったわけではない。これは、以下でみるように、米国がオーストラリアに設置した軍事情報通信施設に関する合意において、当初、米国の排他的管理権を規定した条項が存在したためである。オーストラリア政府は、国内からの批判を受け、以後、多大なる防衛協力と外交努力によって当該合意の改定に成功し、これを共同管理体制に持ち込んでいる。国内には、いまだ、この共同管理体制が形式的なものにすぎないとする批判も

ある。しかし、当該合意の内容を平等化し、かつ、同国がこれら通信施設から多大な情報関連の利益を受けていることを考えると、この外交努力の成果は大きいものであったといえる¹⁹⁾。

オーストラリアと米国の間には、第二次世界大戦時における戦時協力合意やその精算に関する交換公文などが、多数存在した。これらの中には、確かにオーストラリアにおける米軍の地位に関係するものもあるが、あくまでも戦時協定とその後の処理に関するものであるため、日米地位協定との比較には適していない。このため、以下では、1963年に正式に地位協定が締結された後の地位協定と、地位協定に関する個別合意について検討していく。なお、ここで検討する個別の合意は、地位協定に関連するものに限定されており、軍事関連のすべての合意を対象としているわけではない。

B 地位協定

オーストラリア・米国間地位協定および議定書は、1963年に署名され、発効している²⁰⁾。本協定は、前文で示されているとおり、アンザス条約の枠組に基づいて、オーストラリアにおける米軍の地位を規定した合意である。

この地位協定の形式的特徴は、①本合意が、協定本文、議定書、および本文解釈に関する議事録 (Agreed Minutes of Interpretation) の3つの部分から構成され、②議定書において、将来、両当事国において相互に適用される地位協定を締結することが合意されている点である。しかしながら、議定書に謳われているような相互適用のために1本化した地位協定は、現在まで締結されていない。

協定本文は、条文に表題こそつけられていないものの、以下の内容により構成されている。第1条「定義」、第2条「出入国関係」、第3条「条約関係」、第4条「自動車に関する免税」、第5条「日用品に関する免税」、第6条「所得税・相続税等の免除」、第7条「米国軍構成員・軍属・扶養家族がオーストラリアに存在することに伴い租税紛争が生じた場合の住所・本籍の解釈」、第8条「司法管轄」、第9条「米国政府所

有物に関する免税措置」、第10条「軍の売店等に対する免税措置」、第11条「米軍の郵便システム」、第12条「請求権」、第13条「両国間合意の締結に伴う米国の両国法令の遵守・調査義務に関する暫定措置」、第14条「運転免許・自動車表示・自動車登録」、第15条「米国軍が雇用する地元市民に対するオーストラリア民事労働法の遵守義務」、第16条「為替規定」、第17条「両国国旗の掲揚」、第18条「米国軍人の軍服以外の着用」、第19条「銃器の携帯」、第20条「米国の軍事警察」、第21条「オーストラリアによる米国およびその構成員に対する求償規定」、第22条「特権濫用の防止」、第23条「公共施設・サービスの利用」、第24条「本協定の効力・破棄」。

本地位協定における実体的規定の特徴は、①第2条第7項において、他のいくつかの協定にもみられる国外退去条項が挿入されていること、②第15条で、米国軍がオーストラリア市民を雇用する場合には、オーストラリア軍が市民を雇用するのと同じ方法により、オーストラリア民事労働法の要件を遵守する義務があると規定していること、③第20条第3項で、「米国政府は、両当事国の関係機関の適切な協議を経た後、米国軍が利用し、占有する建物、建物の一部、その他の構造物において、米国軍司令官により許可された者だけが入ることのできる部分を特定する権利を有する。米国軍は、このように指定された部分に関する内部的保安に関して責任を負う」という限定された範囲での管理権条項が存在することである。

C 軍事情報通信施設に関する諸合意

オーストラリアと米国の同盟関係は、共同軍事作戦の実施や演習のみならず、オーストラリア領土に複数存在する米国の軍事情報通信施設によっても支えられている。これらの施設には、ミサイル攻撃に対する早期警戒や、インド洋や西太平洋の船舶の航行を監視する役割が課せられていると言われている。もちろん、これらの施設は、オーストラリアの通信・情報収集能力の向上にも貢献している。

当初、これらの施設に関する合意の一部には、

米国が単独で管理権をもつとの規定が存在していた。オーストラリア政府は、これらの軍事情報通信施設を共同管理体制に移行させるための外交努力を継続して、ついに、この管理権問題を「正常化」することに成功したのである。以下では、当初、米国の管理権が規定されていた海軍通信基地と、共同管理がはじめから規定されていた施設とに分けて、分析を行う。

1 海軍通信基地に関する諸合意

まず、最初の合意は、1963年の「オーストラリア・米国間のオーストラリアにおける米国海軍通信基地の設置に関する合意」²¹⁾であり、本合意に基づき、ノース・ウエスト・ケープ通信基地が1967年9月に開設された。本基地は、米国の世界通信システムにリンクし、特に米国の核原潜との連絡を取る役割を果たしていると言われている。

本合意の特徴は、その管理権の規定にある。まず、第2条において、「オーストラリア政府は本基地のために必要な不動産を取得するものとする。この目的のために取得された全ての不動産の権原はオーストラリア政府に帰属するが、本合意において合意した期間においては、米国政府が当該不動産に対して必要となるすべてのアクセス権、および排他的利用権と占有権とをもつ」と規定されている。これに対して、第3条において「(1)両国政府は、当該基地とその利用に関する事項について、相手国政府の要請により、適宜協議を行う。(2)オーストラリア政府の明示の合意なしに、当該基地は防衛通信以外の目的のために利用されてはならず、かつ、オーストラリア政府により指定された適切な機関が、当該基地に対して何時でもアクセスする権利をもつ」と規定し、第2条の米国による包括的管理権に対して、一定の歯止めが規定されている。また、第13条において、「当該基地において米国国旗が掲揚される場合には、別個の隣接するポールにオーストラリア国旗が掲揚されなければならない」と規定して、主権の存在を明示する形がとられている。なお、本合意の有効期間は、第16条第2項において、25年間と定められてい

る。それ以後は、一当事国が相手国に対して、書面による解除通知を当該解除の180日前までに通知して解除される場合を除き、引き続き継続されることになる。

本合意に関する最初の改正は、1968年7月12日の交換公文²²⁾によりなされたが、これは第15条におけるオーストラリア側の担当機関が国防省から海軍省に変更されたという部局変更に伴うものであり、管理権とは直接関係のない改正であった。

第2の改正は、1974年3月21日の交換公文²³⁾によるものであり、ここで、管理権に関する3つの条文の改正が合意されている。まず、第1条の目的条項において、元の合意で、「本合意において定められた条件に関しては、合衆国政府は、西オーストラリア州のノース・ウエスト・ケープにおいて海軍通信基地（本合意において以下、「基地」という）を建設、維持、運営する権利を有する」と規定されていたのに続いて、「本基地は、両国政府の軍の共同施設として運営されなければならない」との文言が追加された。次に、管理権を直接規定している第2条の後段が、「この目的のために取得された全ての不動産の権原はオーストラリア政府に帰属するが、本合意において合意した期間においては、第1条と第4条の規定にしたがって、米国政府が当該不動産に対して必要とするすべてのアクセス権、および排他的利用権と占有権とをもつ」として、特に改正された1条に言及することにより、共同施設であるという枠組みを確保している。最後の改正箇所は、第14条である。元の合意においては、原則として当該基地の建設、維持、運営に関する費用は米国の負担であり、オーストラリアは軍により当該基地を利用した場合にのみ、その費用を米国側に支払う義務を負っていた。しかし、本改正により、当該基地が共同施設へと移行されたことにより、この建設、維持、運営に関する費用についても、オーストラリア政府が自国軍のために直接的に利用する分に関しては、オーストラリア政府の負担となった。このように、管理権に関する問題は、同基地が共同施設へと移行したことにより、一定の改善がなされたことになる。

しかし、オーストラリア政府は、さらにこれまでの改正が交換公文で行われたことを気にかけてか、第3回の改正、すなわち1982年11月24日の交換公文²⁴⁾において、これらの交換公文が正式な合意を構成するものであるとの確認を行っている。

そして、ついに1992年5月8日の交換公文において、この基地をオーストラリアの海軍基地へと移行する改正に成功したのである²⁵⁾。すなわち当該基地が、オーストラリアにおける両国海軍通信基地であることを明確にする諸改正を行なったのち、第15条第2項を次のように改正したのである。「本合意は、1999年5月8日まで有効とする。その時点で、当該基地はオーストラリア海軍通信基地となる。これ以降も、米国政府は、両国政府で合意された条件に従って当該基地に対してアクセスする権利が保障されるとともに、これを利用することができる」。この改正により、オーストラリアにおいて外国軍隊により利用されている基地は、すべてオーストラリアの基地であるという原則が例外なく貫徹されることとなった。しかしながら、この外交目標の達成には、冷戦の終結もあるものの、30年余の時間を要したのである。

2 その他の軍事情報通信施設に関する合意

a バイン・ギャップ施設

オーストラリアには、上記の海軍通信基地に加え、米国との合意により設置された2つの軍事情報通信施設が存在している。そのうちのひとつがバイン・ギャップ施設であり、1966年12月9日の「オーストラリア・米国間の共同防衛宇宙調査施設の設置に関する合意（バイン・ギャップ）」²⁶⁾に基づいて設置された。このバイン・ギャップ施設は1969年に開設され、過去においては、旧ソビエトの核ミサイル実験のモニタリングなどに、重要な役割を果たしたとされている。この施設は、第3条において、当初から、両国により共同管理がなされると規定されている。

なお、本合意が10年間の有効期間を設定していたことから、1977年10月19日に、改めて10年

間の利用と以後解除されるまで継続するという内容の交換公文²⁷⁾が交わされている。

また、1988年にオーストラリア政府の要望により、当該施設の呼称から「宇宙調査」という文言を外し、バイン・ギャップという地名を正式名称の中に含めるとの要望が出されて、それに伴う改正が交換公文の形式で合意されている²⁸⁾。この改正により、本合意の正式名称は、「オーストラリア・米国間のバイン・ギャップ共同防衛施設の設置に関する合意」となり、第1条における「宇宙空間における一般的な情報調査のための施設」という文言が削除され、これに代って「情報目的 (intelligence purposes) のための共同防衛施設」という用語に置き換えられるなどの改正がなされた。また、本合意が10年間延長されることも合意されている。

さらに3度目の延長合意をなす交換公文が1998年6月4日に交わされ、1998年11月16日から10年間延長され、以後解除されるまで継続されると合意されているが、本合意が効力をもったのは2000年8月18日以後である²⁹⁾。

b ナランガ基地

もうひとつの軍事情報通信施設が、1969年の「オーストラリア・米国間の共同防衛宇宙通信基地設置に関する合意（ナランガ）」³⁰⁾により設置されたナランガ基地である。このナランガ基地は、1971年から稼働され、米国通信衛星による早期警戒システムに対応する地上基地として用いられていると言われている。

本合意では、まず前文において、アンザス条約に基づく両国の防衛のために、共同防衛宇宙通信施設が、オーストラリアに設置されるという目的が謳われている。そして、第2条において、当該施設は、両国政府機関によって共同管理され、この基地からもたらされる情報は、両国政府のために利用されるものと規定されている。このため、本合意に関しては、当初から管理権の問題は存在していない。なお、本合意の有効期間は、第18条において10年間とされ、その後は破棄されるまで存続すると規定されている。

なお、本合意は、1988年11月16日の交換公文により改正され³⁰⁾、前述のライン・ギャップ施設と同様の呼称等の改正がなされるとともに、当該基地の目的にも一定の制限が付与されている。すなわち、本交換公文では、①当該施設の呼称から「宇宙調査」という文言を外し、ナランガという地名を正式名称の中に含めること、②前文および第1条における本施設の目的として、「弾道ミサイルの早期警戒およびミサイルの発射、監視および核兵器の爆発に関連するその他の情報を提供すること」という文言が明記され、③第1条に、「当該施設はオーストラリア政府の明示的合意によらなければ、他の目的のために利用することはできない」という文言が付加され、④元の合意で用いられていた「基地 (station)」という用語に代り、「施設 (facility)」という文言を用いることとされ、さらに、⑤本合意は、本改正から10年間延長され、破棄されるまで有効なものとするとの改正がなされたのである。

D 地位協定の改正に該当する科学技術関連合意

オーストラリアと米国との間には、次の3つの科学技術関連の交換公文が存在する。なお、最初の2つの合意においては、米国の担当機関が空軍であることから、これに伴う地位協定の改正がなされた。

まず、第1の合意は、1977年の「オーストラリア・米国間の太陽観測施設の設置、維持および管理に関する交換公文」³²⁾である。本合意の第3条では、本施設により収集された観測および科学データは、機密情報ではなく、また、当該施設の運営の妨げにならない限りにおいて、科学技術コミュニティによるアクセスも認められると規定されている。

第2の合意は、1978年の「オーストラリア・米国間の地質学および地球物理学研究のためのアリス・スプリングス共同研究基地に関する交換公文」³³⁾である。この合意では、①本基地の目的は、地震に関する情報を収集するもので、②この地震情報は、地下核実験に関する諸合意が遵守されているか否かをモニタリングするた

めに利用されるとともに、③他のオーストラリアの基地からのデータと合わせてオーストラリアの地質学に関する有益な情報を提供するために用いられるが、④本基地の運営により収集された情報は機密情報とはされず、⑤これらの情報はオーストラリアの科学研究者、および、オーストラリアの行政機関に所属し、当該情報を法的に問題なく必要とする者にとって、利用可能なものとし、また、⑥当該基地の運営に支障をきたさない限りで、これらの者によるアクセスを認め、さらに、⑦本基地において収集された情報は、その研究と分析のために、米国政府に送付されるとしている。なお、本合意の第5条では、この合意の実施に伴う地位協定上の調整がなされている。本合意には、限定された有効期間はなく、破棄の通知によってのみ、その効力を失うものとされている。

また、この合意は1984年に交換公文により改正されたが³⁴⁾、その主たる内容は、①米国空軍と資源エネルギー省鉱物資源局が米国側の担当部局となること、および、②本基地に関する一般市民への主要な情報公開は、発表前にこれらの担当部局による協議を経てから行われるものとする、というものであった。

なお、これらとは別に、第3の合意として、オーストラリアで行われたオーストラリア・米国・英国との間で締結された「ロケット大気圏再突入実験 (スパルタ・プロジェクト) に関する1966年の覚書」³⁵⁾があり、これに関する米国とオーストラリアの交換公文において、オーストラリア・米国間の地位協定における請求条項に対する特別規定が置かれている。

E その他の合意

以下、地位協定に関連するその他の合意について、個別に概観していく。

まず第1に、軍事演習に関する合意として、1976年の「オーストラリア陸軍・アメリカ陸軍の共同軍事演習に関する覚書」³⁶⁾をあげることができる。この第10条「地位」において、オーストラリアにおける米国陸軍の地位が、地位協定に基づくものであるという規定がなされている。

第2のものは、1981年の「オーストラリア・米国間のオーストラリア空軍ダーウィン基地における米国空軍B-52戦闘機とこれに伴うKC-135空中給油機の訓練に関する交換公文」³⁷⁾であり、この演習に対して地位協定が適用されるとの規定がある。

第3のものは、1992年の「オーストラリア・米国間の電子戦争担当官に関するオーストラリア国防省と米国国防総省間での交換合意」³⁸⁾であり、これらの担当官にも地位協定が適用されるとの規定が、第7条にある。

第4のものは、1995年の「オーストラリア・米国間の相互防衛協力に関する交換公文（シャポー防衛合意）」³⁹⁾であり、これにより地位協定が大改正された。この中で特に注目されるのは、請求条項の改正と、情報に関する取扱条項が組み込まれ、一般的協定条項とされた点である。

VIII ニュージーランド

オーストラリアとニュージーランドとの間では、実際に地位協定の締結交渉が行なわれる以前から、多くの合意やアレンジメントが存在していた。このため、地位協定そのものがなくとも、実質的に大きな問題が生じることはない。これらのうち、公表されている合意としては、1997年発効の空軍協力増進合意がある⁴⁰⁾。

地位協定の締結は、かつて1980年代に提案されたが、そのときは実現しなかった。現在、2国間における地位協定は、オーストラリア側では署名され、議会の審議も終了している。ニュージーランド側でも1998年に国防大臣による署名はなされており、本来は1999年に成立する予定であった。しかし、ニュージーランド側の議会審議や国内法整備の遅れから、いまだ発効していない。

注

- 1) 筆者が管見した限りでは、公開された日本語論文において、オーストラリアの地位協定を分析した法律論文は存在しない。
- 2) 本稿では、オーストラリアの外交防衛政策については、以下の論考を参照した。岩本祐二郎「オ

ーストラリアの内政と外交・防衛政策」(日本評論社、1993年)、カミレル・J(小林宏訳)「オーストラリアの外交政策」(勁草書房、1987年)、佐島直子「冷戦の終焉と地域主義への転換—ANZUSの場合—」国防43巻4号85頁(1994年)、佐島直子「五カ国防衛取極の今日的意義」外交時報1322号4頁(1995年)、佐島直子「何故、協定は結ばれたか—豪州・インドネシア安保協定成立までの軌跡—」外交時報1333号50頁(1996年)、佐島直子「変容するANZUS同盟—「南北の錨」の将来を探る」国際問題446号22頁(1997年)、佐島直子「東アジア・太平洋地域の戦略環境と同盟関係—日豪の比較を中心に—」専修大学社会科学研究所月報461号1頁(2001年)、福岡輝彦「戦後オーストラリアの外交国防政策の展開」泉昌一他編「冷戦後アジア環太平洋の国際関係—安全保障の視覚から—」153頁(三嶺書房、1999年)、福岡輝彦「アジア太平洋地域に対する今日のオーストラリア外交」歴史地理教育613号22頁(2000年)。また、オーストラリア全般に関する論考としては、以下の文献を参照した。川口浩・渡辺昭夫編「太平洋国家オーストラリア」(東京大学出版会、1988年)、関根政美他「概説オーストラリア史」(有斐閣、1988年)。また、本稿では、次の英語文献を参照した。RICHARD W. BAKER (ED.), THE ANZUS STATES AND THEIR REGION: REGIONAL POLICIES OF AUSTRALIA, NEW ZEALAND, AND THE UNITED STATES (PRAEGER, 1994); DES BALL, A SUITABLE PIECE OF REAL ESTATE: AMERICAN INSTALLATIONS IN AUSTRALIA (HALE & IREMONGER, SYDNEY, 1980); JOHN CONNOR ET. AL, THE OXFORD COMPANION TO AUSTRALIAN MILITARY HISTORY (OXFORD UNIVERSITY PRESS, 1995); THOMAS-DURELL YOUNG, AUSTRALIAN, NEW ZEALAND, AND UNITED STATES SECURITY RELATIONS, 1951-1986 (WESTVIEW PRESS, 1992)。

- 3) 日米地位協定とその法的諸問題については、すでに多くの研究がなされている。この領域に関する代表的著作としては、明田川融「日米行政協定の政治史：日米地位協定研究序説」(法政大学出版社、1999年)、地位協定研究会「日米地位協定逐条批判」(新日本出版社、1997年)、および本間浩「在日米軍地位協定」(日本評論社、1996年)が挙げられる。また、在日米軍基地に関する法的問題を包括的に論じるものとしては、浦田賢治編著「沖繩米軍基地法の現在」(一粒

社、2000年)、日本弁護士連合会編「日本の安全保障と基地問題—平和のうちに生きる権利」(明石書店、1998年)がある。

- 4) ニュージーランドは、後述するように、リベラルな国防政策を貫徹して米国と対立したため、事実上、米国と強固な軍事同盟関係にはなく、リムパックにも参加していない。このため、同国は、兄弟国たるオーストラリアの支援なしには、現実的な軍事技術力を保持できない状態に追い込まれている。ただし、産経新聞特別取材班「エシュロン—アメリカの世界支配と情報戦略」(角川oneテーマ21、2001年)(以下、『エシュロン』)によれば、ニュージーランドは、エシュロンの基盤となるUKUSA協定(米・英・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドによる国際情報活動に関する秘密協定)においても、一度は形式的地位のみを保持する状態に追い込まれたが、1990年代初期には、日本などから発せられる太平洋上の民間衛星通信を傍受するためのエシュロン拠点(ワイホパイ基地)が同国に建設されるなど、同盟上の地位が向上した側面があることが示唆されている。同書139～140頁。なお、ニュージーランド政府は、日本の外交暗号「JAD」を傍受していたとされる。同書159～161頁、182頁。
- 5) ここで、「公開されている」との限定を付したのは、地位協定に関する文書が十分に公開されていないためである。オーストラリア憲法は、第61条が条約締結権限を行政権に付与する一方で、議会の条約に関する権限については、第51条に国内法化する規定があるものの、条約に関する審査権限は明記されていない。このため、1996年に、条約締結過程に関する改革がなされるまでは、条約締結関連事項は行政の専管事項であり、議会において十分な審議がなされてこなかった。また、この1996年の改革により、協定そのものや基本的な付属合意は公開されたものの、これよりも下位レベルの合意については、議会への報告義務も存在しないため、公開されていない。
- 6) Security Treaty between Australia, New Zealand and the United States of America [ANZUS] (San Francisco, 1 September 1951), Entry into force generally: 29 April 1952, Australian Treaty Series 1952 No 2.
- 7) Southeast Asia Collective Defense Treaty [SEATO], and Protocol (Manila, 8 September 1954), Entry into force for Australia generally: 19 February 1955, Australian Treaty Series 1955 No 3.
- 8) Five Power Defence Arrangements: Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of Malaysia regarding External Defence (Kuala Lumpur, 1 December 1971), Retrospectively entry into force: 1 November 1971; Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore regarding External Defence (Singapore, 1 December 1971), Retrospective entry into force: 1 November 1971, Australian Treaty Series 1971 No 21.
- 9) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Indonesia on Maintaining Security (Jakarta, 18 December 1995), Entry into force: 15 July 1996, Australian Treaty Series 1996 No 13.
- 10) Defence (Visiting Forces) Act 1963–1973.
- 11) Agreement between the Government of Australia and the Government of Malaysia concerning the Status of Forces (Kuala Lumpur, 3 February 1997), Entry into force: 22 July 1999, Australian Treaty Series 1999 No 14.
- 12) Exchange of Notes constituting a Status of Forces Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore (Singapore, 10 February 1988), Entry into force: 10 February 1988, Australian Treaty Series 1988 No 6.
- 13) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore for Cooperation in Defence Science and Technology (Canberra, 24 March 1993), Entry into force: 24 March 1993, Australian Treaty Series 1993 No 14.
- 14) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore concerning the Use of Shoalwater Bay Training Area and the Associated Use of Storage Facilities in Australia (Singapore, 17 February 1995), Entry into force: 17 February 1995, Australian Treaty Series 1995 No 14.
- 15) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of

Singapore for the Reciprocal Protection of Classified Information transmitted between the Australian Department of Defence and the Singapore Ministry of Defence (Canberra, 15 October 1996), Entry into force: 5 June 1997, Australian Treaty Series 1997 No. 18.

- 16) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore concerning the Location of a RSAF [Republic of Singapore Air Force] Helicopter Squadron at the Army Aviation Centre Oakey [Queensland] (Canberra, 21 October 1996), Entry into force: 19 November 1997, Australian Treaty Series 1997 No. 25.
- 17) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore concerning the Use of Shoalwater Bay Training Area and the Associated Use of Storage Facilities in Australia (Singapore, 15 September 1999), Entry into force: 17 January 2000, Australian Treaty Series 2000 No. 7.
- 18) Agreement between Australia and Papua New Guinea regarding the Status of Forces of each State in the Territory of the other State, and Agreed Minute (Port Moresby, 26 January 1977), Entry into force: 26 January 1977, Australian Treaty Series 1977 No. 6.
- 19) 本稿で考察の対象となる米国の軍事情報通信施設の役割の詳細は不明であり、法学者である筆者には、それを究明しようとする動機も、調査技術もない。だが、前掲「エシュロン」によれば、エシュロン運営の基盤となる秘密条約「UKUSA協約」の存在を当事国政府として初めて認めたのは、オーストラリアであるとされている。同書136頁。

なお、「エシュロン」では、「米軍三沢基地内にエシュロン施設が設置されていることが確実視されており、この施設が日本の民間通信を傍受しているとの疑念が浮上しているのにも関わらず、日本政府は「これらの施設はあくまでも米軍のものであり、使用目的も不明」とまるで他人事のような見解しか示しておらず、このことが日本国内での情報の混乱や無関心などを招く形にもなっている」(同書176頁)との問題指摘がなされている。この指摘自体は正しいものの、この問題を解決するためには、まず日米地位協定における第3条の排他的使用権等の改定

がなされることが不可欠である。しかし、第2次世界大戦以来の同盟国で、当初から米国と対等な地位協定をもち、米国の主たるアジアにおける海外派兵にも自国軍隊を派遣してきたアングロサクソン国家オーストラリアにとっても、本稿で示したように、これらの軍事情報通信施設における米国の排他的管轄権を共同管轄に持ち込むには、多大な外交努力を要したことも考慮されなければならない。もちろん、この問題を米国との交渉テーブルにのせるためには、わが国において同盟国から信頼される防衛情報関連機関(米国で言えばCIA, NSA, DISA等に対応する諸機関)の設立が条件となろうが、国会で十分に検討されるまでに至っていないのが現状である。

- 20) Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the United States of America concerning the Status of United States Forces in Australia, and Protocol (Canberra, 9 May 1963), Entry into force: 9 May 1963, Australian Treaty Series 1963 No. 10.
- 21) Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the United States of America relating to the Establishment of a United States Naval Communication Station in Australia [North West Cape-Exmouth WA] (Canberra, 9 May 1963) [Agreed Minutes of Interpretation of 9 May 1963 also reproduced here], Entry into force: 28 June 1963, Australian Treaty Series 1963 No. 16.
- 22) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America to amend the Agreement relating to the Establishment of a United States Naval Communications Station in Australia of 9 May 1963 (Canberra, 12 July 1968), Retrospective entry into force: 1 July 1968, Australian Treaty Series 1968 No. 16.
- 23) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America further amending the Agreement relating to the Establishment of a United States Naval Communication Station in Australia of 9 May

- 1963 (NW Cape) (Canberra, 21 March 1974), Entry into force: 14 January 1975, Australian Treaty Series 1975 No 2.
- 24) Exchange of Notes constituting an Agreement further amending the Agreement relating to the establishment of a United States Naval Communication Station in Australia of 9 May 1963, as amended (Canberra, 24 November 1982), Entry into force: 24 November 1982, Australian Treaty Series 1982 No 29.
- 25) Exchange of Notes constituting an Agreement to further amend the Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America relating to the Establishment of a United States Naval Communication Station in Australia of 9 May 1963, as amended (North West Cape) (Canberra, 8 May 1992), Entry into force: 8 May 1992, Australian Treaty Series 1992 No 21.
- 26) Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the United States of America relating to the Establishment of a Joint Defence Space Research Facility [Pine Gap, NT] (Canberra, 9 December 1966), Entry into force: 9 December 1966, Australian Treaty Series 1966 No 17.
- 27) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America amending the Agreement relating to the Establishment of a Joint Defence Space Research Facility of 9 December 1966 [Pine Gap] (Canberra, 19 October 1977), Entry into force: 19 October 1977, Australian Treaty Series 1977 No. 24.
- 28) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America amending the Agreement on the Establishment of a Joint Space Research Facility of 9 December 1966, as amended [Pine Gap] (Canberra, 16 November 1988), Entry into force: 16 November 1988, Australian Treaty Series 1988 No 36.
- 29) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America to further extend in force the Agreement relating to the Establishment of a Joint Defence Facility at Pine Gap of 9 December 1966, as amended (Canberra, 4 June 1998), Entry into force: 18 August 2000, Australian Treaty Series 2000 No. 27.
- 30) Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America relating to the Establishment of a Joint Defence Space Communications Station in Australia [Nurrungar SA] (Canberra, 10 November 1969), Entry into force: 10 November 1969, Australian Treaty Series 1969 No 25.
- 31) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America amending the Agreement on the Establishment of a Joint Defence Communications Station of 10 December 1969 [Nurrungar] (Canberra, 16 November 1988), Entry into force: 16 November 1988, Australian Treaty Series 1988 No 37.
- 32) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America concerning the Establishment, Maintenance and Operation of a Solar Observatory (Canberra, 14-27 October 1977), Entry into force: 27 October 1977, Australian Treaty Series 1977 No. 25.
- 33) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America regarding the Management and Operation of the Joint Geological and Geophysical Research Station at Alice Springs (Canberra, 28 February 1978), Entry into force: 2 March 1978, Australian Treaty Series 1978 No 3.
- 34) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America to amend the Agreement regarding the Management and Operation of the Joint Geological and Geophysical Research Station at Alice Springs of 28 February 1978 (Canberra, 17 February 1984), Entry into force: 17 February 1984, Australian Treaty Series 1984 No 9.
- 35) Memorandum of Arrangement to Cover Re-Entry Experiments in Australia—Project Sparta

- (Canberra, 3 March 1966), Entered into force: 30 March 1966, 17 U. S. T. 350.
- 36) Memorandum of Understanding Between the Australian Army and the United States Army Regarding the Training of Units From Both Forces (Washington 4 November 1976), Entered into force 4 November 1976, 28 U.S.T. 8237.
- 37) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America for the Staging of United States Air Force B-52 Aircraft and Associated KC-135 Tanker Aircraft through Royal Australian Air Force Base Darwin (Canberra, 11 March 1981), Entry into force: 11 March 1981, Australian Treaty Series 1981 No 9.
- 38) Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America concerning the Exchange of Electronic Warfare Officers between the Department of Defence of Australia and the Department of Defence of the United States of America (Washington, 26 August 1992), Entry into force: 26 August 1992, Australian Treaty Series 1992 No 38.
- 39) Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America concerning certain Mutual Defence Commitments (Chapeau Defence Agreement) (Sydney-Canberra, 1 December 1995), Entry into force: 1 December 1995, Australian Treaty Series 1995 No 35.
- 40) Agreement between the Government of Australia and the Government of New Zealand concerning Enhanced Involvement of the Royal New Zealand Air Force Skyhawk Aircraft in Australian Defence Force Air Defence Support Flying (Canberra, 9 October 1996), Entered into force: 13 March 1997, Australian Treaty Series 1997 No.12.